

法人協

第13号

2011年7月発行

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
社会福祉法人協議会

社会福祉法人協議会会長就任にあたって

社会福祉法人協議会 会長 高橋 利一
(社会福祉法人至誠学舎立川 理事長)

このたび山口桂造会長の後を受け、会長に就任しました高橋利一です。どうぞよろしくお願いたします。

この10年、社会福祉法人はいかにあるべきかとの問いに前任会長の山口氏は多くの努力をなされてこられたと思います。

平成12年（2000年）に社会福祉事業法から社会福祉法への改正、また新たに介護保険制度が施行され、いわゆる『措置から契約』へと大きく転換いたしました。この時代を会長として、社会福祉法人協議会の方向を定め、まとめていく立場で幾多のご苦労があったことと思います。心より敬意を表します。改めて、社会福祉法人の役割や社会福祉法人が現在置



かれている状況をいかに理解し、後任の会長として社会福祉法人協議会としての今後の方針を考えなければならないという重大な課題を与えられたのではないかと考えています。

さて、社会福祉事業法が制定された昭和26年（1951年）から、社会の要請に応えるべき国の福祉目標と政策は、社会福祉法人を設置することにより具体的な事業が進められてきたわけがあります。その後、日本の社会は人口構造や社会構造が急激に変化し、また今日の政策の変更はいろいろな社会福祉の構造をも変えております。少子高齢化が進む中では重篤な事例なども散見されておりますが、そうした事例に対して社会福祉法人が果たす新たな役割があるはずで。そして、従来の措置制度による社会福祉施設の運営から今日、社会福祉法人を取り巻く状況も激変しておりますが、我が国全体の社会構造の変化を考えると社会福祉法人が果たす役割は依然として大きく、多くの期待に応えなければならない立場にあると思います。

他方、東京都では本年4月に「社会福祉法人経営適正化検討会」が最終報告書を取りまとめました。都内約1,000法人に対する事前調査が実施され、その結果等に基づいた経営適正化に向けた今後の改善指導はいくつかのステップに集約されたところでもあります。今後の社会福祉法人の経営基盤の充実と経営機能の強化に向け、まだまだ課題は山積しておりますが、利用者サービスの更なる向上のため、社会福祉法人として一層の努力をしていくことは言うまでもあ

りません。

東日本大震災から学ぶもの

こうした時に、本年3月11日に東日本太平洋沿岸で起こった大地震とその津波による災害に加えて原子力発電所における事故は、未曾有の大災害として多くの住民を犠牲にし、その復興に対する支援が政府、地方行政をはじめ多くの団体やボランティアにより進められています。

地震発生1ヶ月後、私の法人においても、現地支援の方策を考えるにあたり、理事長以下災害本部の代表職員により岩手、宮城、福島 of 各県を回り、その被災状況を視察してきました。日頃から交流のある法人施設の支援を行うとともに、被災された住民に対する取り組みを進める行政や法人施設を訪ねました。また、現地で活動するスタッフや学生等のインタビューから今後求められる支援策等を伺いました。被災地現地に近づくにつれ、国道には多くの支援団体の車が列をなし、自衛隊の他、遠くは関西から、また関東のナンバーをつけた関連する企業、一般ボランティア団体の車が数多くありました。

私は、幼児期、都内に生活していましたが、父が出征した関係から、昭和20年（1945年）3月10日の東京大空襲の直前に祖父が経営する立川の少年保護事業至誠学舎へ移住しておりました。そして、終戦後、都内の住宅のあった地へ、家族と共に立ち返った時、ほとんどの木造建物は消滅し焼け野原となっていたことを幼いながらに記憶しております。また、終戦直前に移住した立川は軍事基地もあったことから毎日のようにB29の編隊が爆撃に飛来し、そのたびにサイレンが鳴り渡り、夜はサーチライトが空に向けられ、その中を悠然とB29の爆撃機は爆撃を終え飛行していく姿を思い出しました。まさにこの震災を受け、そして、津波によって破壊された街を見たとき、そこで多くの人たちが逃げまどい救いを求める光景がその幼い時の記憶としてよみがえり、多くの人々の悲しみと苦悩、そして将来の不安や何か身体の変化を感じたと同時に、その後の我が国の復興状態をこの年齢まで経験した時、なにか「大丈夫、成せばなる」という将来への姿も描いたのであります。

社会福祉法人の公共性、公益性とは

従来、社会福祉法人は施設を母体とする活動であり、地域との関係は保育所、特別養護老人ホームなどの施設としての認識でありました。そのため、法人独自の社会貢献活動等は明確に位置付けられておらず、意識化もされてこなかったといえます。

今日、社会福祉法人の公共性、公益性、安定性が問われていますが、社会福祉法人の他にも公共主体があり、公益法人制度改革も進められている中で、社会の人々は社会福祉法人における公益性や公共性とは何かを考えるとします。本来、措置を受託して公が行うべき仕事を代わってやっていることで公共性が成り立っていたとすれば、措置から契約に変わった時点で社会福祉法人にはすでに公共性はなくなったともいえます。

しかし、社会福祉法人は従来の施設中心の構造から変革し、新たな時代に求められる福祉コミュニティをめざした地域福祉の一翼を担うよう多くの実践を進めていくことにより、国民の期待に添うことができるのではないかと思います。

これら課題に対して社会福祉法人協議会としても意欲的に取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続き会員法人各位の積極的なご発言とイノベーションを意識したご協力をお願いいたします。

「社会福祉法人経営適正化検討会報告書の概要、平成23年度社会福祉法人経営適正化事業について」

～平成23年度第1回 法人協総会・行政説明より～

東京都福祉保健局指導監査部指導調整課指導調整係長 井内 雅妃 氏

なぜ、今、社会福祉法人の経営適正化か

昭和26年に社会福祉事業法が施行されて以来、60年近くが経過しましたが、その間、措置制度から契約制度への転換や介護保険法の施行、また、それに伴う多様な経営主体の参入などがあり、社会福祉法人を取り巻く環境は著しく変化しています。今後も先導的に質の高い福祉サービスに積極的に取り組むことが期待されている社会福祉法人ですが、一方で組織や財務、会計、事業などの面で課題を抱えている法人もあります。実際、都の指導検査には一般検査と特別検査があり、それらに基づいて指導・助言等がなされていますが、現行の法制度では十分な対応ができない面もあり、改善が進んでいない事例、改善が困難な事例もあります。

そこで東京都では、平成21年7月に社会福祉法人経営適正化検討会（以下、「検討会」といいます）を設置し、約2年間にわたり、社会福祉法人の経営適正化のための方策について検討を進めてまいりました。この度、その報告書が取りまとめられましたので、本日はその内容と、それを踏まえて東京都で今後どのような指導検査を行っていくのかということについてお話ししたいと思います。

社会福祉法人の経営機能の強化（経営適正化ステップ1）

重大な課題を抱える法人は、(1)組織管理、(2)事業経営、(3)財務管理、(4)会計・経理、(5)利用者サービス、(6)職員管理などの点で問題があると考えられますが、その改善に向けて、まずはステップ1として社会福祉法人の経営機能の強化が挙げられています。役員の質の向上、意思決定機関としての理事会の活性化、法人本部機能の強化など、社会福祉法人の経営機能を強化することで、法人自らが課題を改善していけるような仕組みを作っていこうというものです。

そのような考えのもと、平成22年7月から社会福祉法人役員機能強化研修をスタートし、理事研修を年4回、監事研修を年1回行うこととしました（※平成22年度は東日本大震災の影響により3月実施予定の監事研修を延期）。

また、社会福祉法人の理事会が有効に機能し、適正な意思決定が確実に行われるためには、意思決定機関としての理事会の役割、議決すべき事項、法人本部機能の役割等について社会福祉法に直接規定を設けるなど、社会福祉法人制度の改善が必要との考えから、東京都として国の施策及び予算に対して平成22年6月に提案要求しましたが、今年度も継続的に国に提案要求を行ってまいります。

課題の早期発見、早期対応（経営適正化ステップ2）

現行の指導検査の枠組みでは課題の早期発見が困難であり、また、課題を発見しても既に重篤化していて改善が難しいようなケースも考えられます。そこでまず第1次抽出として、検討会では法人単位の財務分析と指導検査時におけるチェックリストの活用が提言されました。第1次抽出で課題を抱えている可能性が示唆された場合、第2次抽出に移ります。法人単位の詳細な財務分析を行い、必要に応じてモラルサーベイチェックや簡易SWOT分析等もあわせて実施することで、どのような課題があるのかを掘り下げてみようというわけです。

第1次～第2次の課題抽出を踏まえて、必要に応じて外部の有識者等から成る経営審査会へ諮問し、指導方法について助言を仰ぎながら、東京都による指導と法人による改善活動を進めていくという仕組みが提言されました。また、その際に効力を発揮すると思われる、各課題パ

ターンに応じた処方せん（経営改善策）についても、その内容が示されました。

課題が改善されない場合の指導と処分（経営適正化ステップ3）

課題が改善されない社会福祉法人の指導と処分の仕組みについても提言がありました。具体的には、経営審査会の助言に基づいて指導したにもかかわらず、課題が改善されない、または改善努力をしないといった場合、都で協議をし、経営審査会に第2次諮問するかどうかを検討するというものです。

第2次諮問では、行政処分に相当するのか、それとも行政指導を継続すべきなのかということが議論されます。行政処分相当とされた場合、措置命令や、措置命令に従わない場合、業務の全部または一部停止、役員解職勧告等の処分が検討されます。一方、行政指導相当とされた場合には、「最終処方せん（最後の再建手段）」としての指導内容が検討されます。そこには選択肢として、合併、事業譲渡、事業廃止、役員交替等も含まれますが、さらに一定期間を定めて指導を継続していくべきとの助言が経営審査会からなされる場合もあります。

ここで留意すべき点は、あくまで「利用者保護」を第一に考え、「利用者が混乱しない」ようにしなければならないということです。審査会の助言を受けて、行政処分か行政指導かを東京都で検討し方針決定をするわけですが、東京都が行政処分をする際には、利用者が福祉サービスを安定的・継続的に享受できるよう十分に配慮しつつ、その時期や内容について慎重に検討を進めなくてはなりません。また、行政処分に際しては、現行法上定められた聴聞等の手続を経た上で実施することは言うまでもありません。

平成23年度の社会福祉法人経営適正化事業について

以上のような提言を受けて、東京都として今年度、どのように指導検査を実施するかということですが、まずは財務指標を参考にした指導検査の実施を考えています。検査間隔などの従来の選定基準に加えて、各法人から提出された決算書や財務諸表などの分析結果をもとに、課題を抱えている可能性が高いと思われるところから順に指導検査対象として選定します。同時に、各法人が財務面を自己チェックできるような支援も必要と考えています。そのためのツールとして、都のホームページから「財務分析自動計算シート」「やってみよう！自法人の決算分析」を入手いただけるようにするとともに、都内の社会福祉法人の理事・監事を対象に「役員機能強化研修」を継続実施します。

次に、チェックリストの活用です。「運営管理」「財務管理」「利用者サービス」から成るチェックリストを作成し、それぞれ指導のレベルを設定します。各項目について事前に東京都で確認し、該当した項目について助言や指導を行います。チェックリストで「要緊急介入」「要重点指導」等に該当する場合、詳細な財務分析や、モラルサーベイチェックないし簡易SWOT分析の実施を提案させていただくこともあります。このような詳細分析は、もちろん当該法人の担当者と相談させていただきながら実施するかどうかを決定するわけですが、仮に実施する場合は、今年度は東京都が調査費用を負担いたします。

なお、報告書で「経営審査会」となっていた機関の名称は、その後の検討を経て、「専門家会議（仮）」という名称に落ちつきそうです。その位置づけも、報告書にあった諮問・答申というのではなく、第2次抽出された法人や、これまで重点的指導している法人のこれまでの指導状況や改善状況を踏まえて、必要性が認められる場合には専門家会議を活用し、外部有識者から東京都が行う指導等について助言を得て適切な指導等を行ってまいります。

また、今後はこれらの取組とあわせて、課題のある社会福祉法人に対して東京都と区市町村が連携して対応した事例を盛り込んだ「区市町村の関与のあり方ガイドブック」の配布や本ガイドブックの区市町村職員向け研修会の開催などを通じて、区市町村と連携・協力をした法人指導等を行っていくことが重要であると考えています。

社会福祉法人のルーツを探る⑫

社会福祉法人 東京光の家 理事長 田中 亮治氏

聞き手 社会福祉法人清涼会 理事長 秦 清一郎
(社会福祉法人協議会 広報委員会委員)

今回は、社会福祉法人東京光の家理事長である田中亮治氏にお話をうかがいました。東京光の家は大正8年（1919年）にキリスト教精神に基づく視覚障害者のための総合福祉施設として設立されました。現在は日野市において障害者支援施設2施設、生活保護法による救護施設と盲人ホームの4つの事業を展開し、全国各地から視覚障害者の受入れを行っています。



Q1

東京光の家を設立された経緯や当時の社会的背景についてお聞かせください。

▶初代理事長の秋元梅吉が「東京光の家」の前身に当たる「盲人基督信仰会」を設立したのは大正8年のことです。彼自身も視覚障害者で、自分と同じ境遇の人たちに聖書の教を伝えるため、旧約聖書の点字出版を始めようと決意したのがそもそもの始まりです。

その話を聞いて全国から視覚障害者の人たちがやって来るのですが、点字出版の仕事の傍ら、視覚障害者への教育も始めるようになると、さらに多くの人が集まるようになりました。当時は福祉の制度がなく、もちろん補助金もありません。かといって視覚障害者の方々からお金をいただくわけにはいきませんから、財政的には大変な苦勞をしたと聞いています。秋元自身が鍼・マッサージで働いてお金をつくり、家族の者がそれを支えて何とかやってきた。当時はそういう家内工業みたいな形でやっていたのですね。

終戦後「光の家へ行けば、ただで泊めてもらえる」といううわさが広まり、どんどん人が増えていきます。昭和25年に財団法人の認可を受けて更生施設になったのですが、福祉の制度に乗らないとやっていけませんから、昭和27年に社会福祉法人に組織変更しました。そして昭和30年、生活保護法に基づく救護施設となり、40名前後の利用者に対して12～13名の職員でスタートした、これが最初の「光の家」です。

私がここの指導員になったのは昭和33年で、それまでは学校の教員をやっていました。まだ戦後の混乱の中であって、だれもが貧しい時代でした。秋元の娘と知り合い、その縁もあってここに来るようになったのですが、当時、気の利いた人はこういう世界には入りませんでした。第一、生活ができないのですから。大卒の人が入るようになったのは昭和40年代以降です。こういう仕事をしようと思うのは、やっぱり信仰に基づく人ですよ。やむにやまれぬ社会福祉の精神から入ってくる人だけでした。そういう福祉の歴史というものを忘れてはいけないと思います。

Q2

その後、視覚障害者の福祉増進に向けてどのような取り組みを展開されたのでしょうか。

▶昭和30年前後、救護施設に対する補助としては措置費がありましたが、ごくわずかな額ですから、それだけではやっていけません。ですから、この世界に入って私が最初にやったのは、とにかく借金をすることでした。それはもう、方々からお金を借りました。

それが昭和40年代に入って、大きく変わります。実は光の家で都知事と救護部会の対話集会をやったのです。施設の窮状も見ていただき、その後の公私格差是正の動きにつながっていきました。国だけでなく、都からも今のサービス推進費に当たる補助金が入るようになって、ようやく民間の施設にも光が差してきたと感じました。おかげで職員を増やすことができ、さらに利用者も増えていくことになりました。

やがて昭和40年代の半ばには利用者が150~160名にまでなったのですが、そのあたりから、だんだん無理も生じてくるわけです。百数十名もの人が1つの施設にいて、若い人もいればお年寄りもいる。また、障害の程度もさまざまです。みんな視覚障害者ですから、ちゃんと訓練を施さないといけない。それには訓練施設が必要です。また、訓練をした後どうするのかという問題もあります。作業訓練を受けた人には、例えば授産施設が必要です。それがないと彼らの行き場がありませんからね。それで救護施設を縮小して、その分を訓練施設や授産施設に転換していきました。限られた土地の中でやっていますから、そうする以外に方法がなかったのです。昭和49年頃のことです。オーケーをいただくまで、役所に何回も足を運びました。ニーズや障害の程度がさまざまであるということを繰り返しお話しして、粘り強く訴え続けました。

そのようにして、施設の転換を図っていったわけです。今ある複数の施設はそれぞれ異なる機能を担っていて、これが総合的に発揮されて視覚障害者の方々の方々のさまざまなニーズを吸収できるようになっています。高齢の人は救護施設の「神愛園」へ、若い人は訓練型の「新生園」や「生活訓練ホーム」へ、働く意欲のある人は就労型の「栄光園」へ行っていただく。将来的には、グループホームや職員のための事業所内保育施設もつくりたいと考えています。

障害者の自立を支援するための施設として盲人ホーム「光の家鍼灸マッサージホーム」があります。自立に向けた居室やリハビリテーション室のほか、1階部分が鍼灸マッサージホームになっています。マッサージを業として行うには国家資格が必要ですが、その分、収入は比較的良好で月に10~20万円、多い人は20~30万円ぐらい稼ぎます。ただ、その他の作業場等の賃金は極めて低い。視覚障害に加えて他の障害をあわせ持った人たちですから、どうしても生産能力が低い。ですから相当訓練しないと賃金が上がりません。目標を設定して、それに向けて必死で努力をし、ようやく何万円というところまで来ましたが、こういう施設がないと彼らの働く場所がないのです。視覚障害の人は何でもできるわけじゃないから、彼らにできるものを施設側が探さなくてはならない。うちでは製本なんかもやってもらっていますが、これは普通の人にはできません。かなり高度な技術です。そういうものを開発していくわけです。

Q3

利用者の能力を引き出すという点では利用者だけで構成された「正秋バンド」が毎年コンサートを開催していますね。

▶今年度は9月3日にオリンパスホール八王子で開催します。メンバーは視覚障害に加えて知的障害が重なっている人たちですが、彼らの聴覚の鋭さは並大抵ではありません。彼らは耳だけで音楽を覚えますので、どんな曲でも3~4回も聞けばアンサンブルができるようになります。彼らの能力を活かしてあげるのが我々の仕事です。

正秋バンドのような活動をしているところは、他にはないと思います。要は、目標をどこに設定するかです。どうせやるなら、彼らの音楽を聞いてもらい、楽しんでもらおうということを目指して取り組んでいます。しかも、入場料をいただいてやっている。それが二十年以上続くというのは、なかなかないと思います。彼らの努力ももちろんですが、経営する側には設備や環境をきちんと整えることが求められます。

実はボーカルの正秋君がここに入って数年後に、彼の故郷でコンサートをやったのです。

盲学校時代の先生も含めて、皆さん、とてもびっくりされていました。自信に満ちた彼の姿を見て「あれ、本当に正秋かねえ」というぐらい変わっていたのです。自分の好きなことで大勢の人たちから拍手を受けることによって、物すごい自信がつくのです。彼だけでなく、ほかのメンバーもみんなそうです。得意なものを引き出すことで、それだけ変化する。

これは彼らの自信につながるだけでなく、仲間にも影響を及ぼします。自分たちの仲間がああいう活動をすることで、みんな誇らしく感じる事ができるのです。「おまえたちは何もできない」と言われてきた人たちに、自信をつけさせてあげること——これが福祉施設の役割だと思っています。

これからの施設は、どのような方針・目的で取り組んでいくかが大事です。施設を利用する人たちが活躍できる、そういう環境をつくってあげるのが経営者の責任だと思うのです。そうでないと、こういう施設は社会から信用されません。ただでさえ世間の風当たりが強いからです。今は施設よりも在宅だ、地域だということで、それはそのとおりなのです。みんなそれができるなら問題ないですが、標語やスローガンだけでは動いていかない。やはり受け皿をきちっと制度の中でつくっていかないと。でも、それには時間がかかるし、ただ待っているだけではだめです。我々にできるのは、施設の中で彼らの活躍する場所をつくってあげることですから、それに力を尽くすべきだと思います。

Q4

東京光の家としてこれからの時代に向けて重視していることはどのようなことですか。

▶福祉は事業屋になってはいけません。光の家では聖書の精神を最も大切なバックボーンとしてスタートし、今に至るまで、これをずっと守り続けています。今後もそれなりの理想を追求したいと思っています。そのためには、実態的にも環境的にも、利用者に喜んでもらえるようなサービスを用意してあげられるかどうかだと思います。

措置の時代は終わり、今は入る人が選ぶ時代です。全国の盲学校から見学に来られて、その上で入るかどうかをお決めになります。ですから今は、選ばれる施設でないと成り立たない。そういう、選ばれるような、きちっとしたサービスを提供できる施設でないと、やはり経営も成り立たないでしょう。

そのためには、職員の育成も大事なことです。光の家では職員を採用する際、福祉の学校を出た人だけを採ることはしません。例えば3人採るなら、1人は福祉を専門に勉強した人、1人は福祉以外の勉強をした人、1人は一般企業で訓練を積んだ人。大体そういう割合で採用しています。音楽大学を出た人も必ず採用するようにしています。ピアノでも声楽でも、やはり専門家でないと、的確な指導はできません。それからスポーツの学校を出た人も採用します。彼らの指導により、障害者のスポーツ大会で活躍するような人も出てきました。でも、これが福祉じゃないでしょうか。ニーズはさまざまですからね。福祉の勉強をしたからといって、福祉の仕事がちゃんとできるとは限りません。できる人もいれば、そうでない人もいます。いろんな幅広い受け皿をつくっておくことを心がけています。

ただ、資格の面では、うちはちょっと弱いのです。福祉系は3人に1人ですから。そのかわり、入ってから勉強して、社会福祉士や介護福祉士の資格を取ってもらうようにしています。専門職だから、勉強も一生懸命やらないといけない、仕事もきっちりやらないといけない。何のために自分は今ここで働いているのか、どういう役割を持ってここにいるのか、それを常に考えながら行動するように教育しています。これは人に言われるのではなく、自分で探さないといけません。やはり、自分の仕事にプライドを持って取り組んでほしいですね。

社会福祉法人協議会 平成23年度事業予定

■ 研修委員会

研修委員会と青年経営者会の共催で、平成23年10月27日（木）の午後に飯田橋セントラルプラザ12階会議室において「自然災害を踏まえた危機管理」をテーマに経営者セミナーを開催いたします。今年度のセミナーではセミナーに加えて、参加者同士が交流できる交流会の企画も検討しています。

なお、参加申込みのご案内は8月を予定しておりますが、より多くの方々のご参加をお待ちしております。

■ 調査研究委員会

平成23年度は「社会福祉法人が取り組むべき要援護者支援のあり方」をテーマに調査研究を進めていくことになりました。

各方面から社会福祉法人の存在意義が疑問視され始める中で、今こそ社会福祉法人は、これまで培った経験と専門性をフルに活かして、地域社協、NPO法人、地域住民、ボランティア団体などとの連携・協働も視野に入れながら、進んで今日の要援護者のニーズに応える努力をしていかなければなりません。

今回の調査研究では、要援護者に本来提供されなくてはならない福祉がなぜ満足に提供されないのかを探り、社会福祉法人の支援のあり方についての課題や法制度上の問題点を明らかにし、社会福祉法人の今後の活動や行政への提言に資することを目的としています。

そのため、本年8月に全会員社会福祉法人に対しアンケート調査を実施し、現事業活動から入所や利用申請があったが受け入れられなかった例、あるいは、事業の周辺に目を向けたとき、何らかの理由で必要な福祉が提供されていない事例を集め、それを分析し、その中から選ばれた事例に対し当事者へのヒアリング調査を行い、問題の核心を見出していく予定です。

■ 広報委員会

広報誌『法人協』では社会福祉法人協議会の取り組みや社会福祉法人に関する情報提供を行います。平成23年度は今号を含め年3回（7月、11月、3月）発行いたします。

● 編 ● 集 ● 後 ● 記 ●

3月11日の東日本大震災によって一万五千人以上の方が亡くなり、今なお七千人以上の方が行方不明となっている現実には心が痛みます。また復興支援や福島第一原子力発電所の放射線の影響で、社会福祉法人としても様々な対応を求められています。

「社会福祉法人のルーツを探る」で取材をさせていただいた東京光の家理事長の田中亮治氏は「真面目な、誠実なる運営を心がけることが一番である」とおっしゃっていました。今まで経験したことのないこの困難な状況の中にあって、私たちに出来ることは、利用者ニーズを的確につかみ、利用者がいきいきと活躍できる環境を整えることが重要であるとしみじみ思いました。今回の大震災で、亡くなられた方へ哀悼の意を表するとともに、被災された方の一日でも早い復興をお祈り申し上げます。
(清涼会 秦)

法人協 第13号

発行 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 社会福祉法人協議会
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL 03-3268-7192
発行人 社会福祉法人協議会 会長 高橋 利一
発行日 平成23年7月15日
編集 社会福祉法人協議会 広報委員長 関根 陸雄